

令和5年5月21日

第4種登録チーム代表者各位

公益財団法人埼玉県サッカー協会  
第4種委員長 大山 武士

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の廃止に伴う  
今後のサッカー活動について（通知）

初夏の候、平素より皆様方には、本県サッカー振興、発展に格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)については、3年余りが経ち新たな局面に入ってきており、先般、5月8日より感染法上の分類が「5類」に引き下げられました。

そのような中、「JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン」については、5月11日廃止となり、当委員会で作成してきましたガイドラインにつきましても、本日をもって廃止することを決定いたしました。

なお、今後の活動にあたっての考え方を提示致しますので、参考にいただければと思います。

#### サッカー活動にあたっての基本的な考え方

完全に新型コロナウイルス感染症が、消滅したわけではありません。より安全に活動するためには、基本的な感染対策についての考え方の変更は有りません。十分な対応をとって活動して下さい。

##### ① 健康管理の徹底

サッカー活動にあたっては、体温測定、当日の健康状態等の把握は従来通り行い、下記の症状がある場合は、参加は控えること。

- ・平熱を超える発熱
- ・咳、のどの痛みなどの風邪症状
- ・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)

ウイルスに対する抵抗力を高めるため、十分な睡眠と、食事による十分な栄養摂取を行うこと。

##### ② マスク着用について

個人の判断に委ねるが、重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨する。

##### ③ 三つの密（密閉・密集・密接）の回避

換気の悪い場所、不特定多数の人がいる混雑した場所、近接した会話を避けることは、感染防止対策として有効なので、対応のこと。（換気の悪い場所では、換気を徹底すること。）

##### ④ 手洗い等の励行

感染防止のための有効な手段と考えられるので、こまめな手洗い、うがい等は引き続き励行のこと。

「サッカー活動の再開に向けたガイドライン（第4版）令和5年4月9日付け」は廃止致しますが、個々の対応について記載しています。埼玉県U-12サッカー連盟HPに引き続き掲示致しますので、参考にして下さい。

※参考「サッカー活動の再開に向けたガイドライン（第4版）」

<https://www.saitama-u12.com/topics/detail/id=2279>